

### 3. 木更津市保育の必要性の認定基準表

保育を必要とする事由

保護者の状況	細目	適用	点数	
就労(内定・育休中含む)	月20日以上	8時間以上の就労	100	
		7時間以上8時間未満の就労	90	
		6時間以上7時間未満の就労	80	
		5時間以上6時間未満の就労	70	
		4時間以上5時間未満の就労	60	
	月16日～19日	8時間以上の就労	90	
		7時間以上8時間未満の就労	80	
		6時間以上7時間未満の就労	70	
		5時間以上6時間未満の就労	60	
		4時間以上5時間未満の就労	50	
	月10日～15日 (1ヶ月64時間以上の就労が必要)	8時間以上の就労	80	
		7時間以上8時間未満の就労	70	
		6時間以上7時間未満の就労	60	
		5時間以上6時間未満の就労	50	
		5時間未満(月64時間以上)の就労	40	
1ヶ月64時間以上の就労をしており、勤務先の確認は取れているが、就労証明書が未提出の場合			35	
就学(内定含む)	月20日以上 の就学、技能習得	8時間以上の就学	95	
		7時間以上8時間未満の就学	85	
		6時間以上7時間未満の就学	75	
		5時間以上6時間未満の就学	65	
		4時間以上5時間未満の就学	55	
	月16日～19日 の就学、技能習得	8時間以上の就学	85	
		7時間以上8時間未満の就学	75	
		6時間以上7時間未満の就学	65	
		5時間以上6時間未満の就学	55	
		4時間以上5時間未満の就学	45	
	月10日～15日 の就学、技能習得 (月64時間以上の就学が必要)	8時間以上の就学	75	
		7時間以上8時間未満の就学	65	
		6時間以上7時間未満の就学	55	
		5時間以上6時間未満の就学	45	
		5時間未満かつ月64時間以上の就学	35	
時間割などがなく、就学時間を把握できない場合及び自宅内における就学の場合等			30	
疾病	入院	入院中もしくは入院を決定された場合	145	
	居宅療養	看護が必要であり、居宅療養で安静を要する状態	110	
		看護が必要ではないが、居宅療養で安静を要する状態	85	
	就労困難	居宅療養は不要だが、就労は厳しい状況	80	
	障害	重度障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、療育手帳(マルA、Aの1、Aの2)	145
		上記以外の場合	身体障害者手帳3～6級、精神障害者手帳3級、療育手帳(Bの1、Bの2)	95
看護	親族の看護	75		
妊娠・出産	切迫流産・切迫早産など緊急性のある場合	150		
	出産予定日前後2ヶ月	120		
	上記以外で、妊娠中の場合	50		
災害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な場合	200		
	災害により市内に避難している者(被災後1年以内)	85		
求職中	生活保護	生活保護受給者	75	
	ひとり親家庭	ひとり親家庭	75	
	主たる生計者であり、会社都合により失業した者(失業後半年以内)	45		
	起業準備中	40		
	上記以外の場合	25		
DV	虐待や家庭内暴力などがある旨の証明を有する者(今後就労する意思が確認できる場合)	35		
	虐待や家庭内暴力などがある旨の証明を有する者(今後就労する意思が確認できない場合)	25		
その他	市内の保育園に就労する保育士(受託児含む) ※待機児童が生じており、就労することにより入園可能児童数が増加する見込がある場合に限る	150		

本表は平成29年度の保育園応募に際して使用する判定表を近藤が見やすいように加工したものである。

判定にあたり採用する点数の計算方法は

①保護者のうち、いずれか低い方の点数によるものとする。  
ただし、次の2点の両方に該当する場合には、いずれか高い方の点数によるものとする。  
・保護者のうち、いずれかの点数が100点を超える  
・保護者のうち、いずれかが求職中でない

②『保育を必要とする事由』の表による点数が同点の場合は、調整点数により点数の高低を決める。

③就労要件において、調整点数によっても同点の場合は、父及び母の勤務時間(休憩時間及び通勤時間含む)のうち、いずれか短い方の時間数の長短により決する。

調整点数

加算	ひとり親家庭	30
	生活保護世帯 (生活保護法による被保護世帯)	30
	現在2歳クラスの幼児で、地域型保育事業所を3月末で卒園する(4月入園限定)	30
	産後休暇明け及び育休休暇明け	25
	兄弟姉妹入園 (兄弟姉妹が既に保育園に入園している)	20
	入園希望児が障害を有し、集団保育が可能である	10
減算	同居の親族の看護	10
	通勤時間(片道)が1時間以上	5
	正当な理由なく、保育料を滞納している	-50
	未賃金での就労・家事手伝い	-45
	同居祖父母(60歳未満)があり、未就労、障害者手帳がない及び要介護状態にない場合	-30
	夜間みの就労	-25
	転園希望	-20
	自営業(専従者として就労する場合)	-15
	自宅及び自宅と同敷地における勤務	-10
	採用予定・内定	-5